

佐賀県告示第三百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年十一月二十九日から平成二十三年十二月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 久留米基山 筑紫野線	鳥栖市弥生が丘八丁目一番地 先から	鳥栖市弥生が丘八丁目三番一 地先まで
	鳥栖市弥生が丘八丁目一番地 先から	鳥栖市弥生が丘八丁目三番一 地先まで
	前	後
	幅員 メートル 二五・〇	幅員 メートル 四〇・七
	延長 メートル 一八一・八	延長 メートル 一八一・一